

第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

②評価調査者研修修了番号

SK2021273
第23-B004号
第23-B010号

③施設名等

名称：	希望の灯学園
施設長氏名：	楠本 千春
定員：	30 名
所在地（都道府県）：	長崎県
所在地（市町村以下）：	南松浦郡新上五島町鯛ノ浦郷303-6
T E L：	0959-42-0204
U R L：	http://www.ans.co.jp/n/brelkai/kibou/
【施設の概要】	
開設年月日	1880/08/10
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 プレール会
職員数 常勤職員：	20 名
職員数 非常勤職員：	10 名
有資格職員の名称（ア）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	8名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（ウ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	
上記有資格職員の人数：	
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】
わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである
【基本方針】
本園は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童、その他環境上擁護を必要とする児童をカトリックの愛に基づいて、奉仕と感謝の念を培い、自主性、独立性、創造性、批判性を伸ばし、責任感と積極的行動があり未来をつくる担い手として、治療、養育、教育することを運営の基本方針とします。

⑤施設の特徴的な取組

・ここ3年ほど、コロナ禍で実施できていなかったが、全国的な研修への職員参加 ・園内研修への関係機関への案内 ・地域の諸会議への会員所属と会議等出席 ・園内行事の地域案内

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2023/6/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/3/29
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）

⑦総評

【特に評価の高い点】

■ 地域とともに育む子どもが安心して暮らせる風土

明治13年設立した当園は、設立から144年の歴史を有する施設である。長い歴史の中では、地域住民の協力を仰ぎ、共に子どもを養護してきた例が数多く、地域の中で安心して生きていくことができる環境は、特長である。

そのため、園長は、子ども・子育て支援委員会や小学校の評議員など複数の委員会に所属し役割を担うことで、地域の福祉ニーズを一早く把握して、援助を求めるレスキュー事業などに赴いている。

また、園としてグラウンドを地域の子どもたちに開放しており、学校の友人等が訪れやすい環境を作っている。ここ数年では、地域のボランティア団体による餅つき、老人クラブの草刈り、地域住民のバザーの手伝い、ガイドの会による上五島散策活動、漁業士会によるお魚教室など多種多様な交流が確認できる。

園が、長い歴史の中でキリスト教の精神と理念に込めた思いに基づき、地域住民とともに子どもが安心して暮らせるよう努めていることは、特筆すべき点である。

■ 子どもの権利擁護に対するさまざまな取組

子どもの権利擁護において、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利等を含むマニュアルを整備し、職員会議やミーティング等で読み合わせを行い、理解、周知を図っている。

園では、権利ノートについて、「権利ノートについて子どもと一緒に取り組んでいるか」を課題に掲げ、園長と職員が権利擁護プログラム内容の見直ししており、権利擁護に対する職員の意識の高さが窺える。

職員は、日々の生活の中で、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたり、また、他人を傷つけたりしてはならないこと、思いやりを持って接することなど話題に挙げて子どもが理解できるよう努め、子どもの年齢や状態に応じて、権利ノートを子どもと職員と一緒に音読し、保障される権利についてわかりやすく説明している。

また、子どもは意見箱への投函やアンケートを通して、普段は表出できない自分の思いを文字にして園に伝えており、受け取った園が本人のプライバシーに配慮し、丁寧に対応している事例が多く確認できる。

子ども会を通して子どもたちの意欲的な活動を支援するとともに、自他の権利について正しい理解できるよう真摯に取り組んでいることは高く評価できる。

■ ひとりで生きる力の基礎と豊かな心を育む生活環境

小規模ユニットや小規模グループホームの特長を最大限に生かし、職員は、一人ひとりの育ちや特性を理解し、受容的・支持的な態度で寄り添う中で、子どもが感情をうまく表出できるよう支援している。

家庭的で温かい住環境と職員や地域住民の存在は、子ども自身が、周囲の人たちに愛され大切にされていると感じることができ、豊かな心が育つ土壌となっている。

職員は、基本的な生活習慣や社会的ルールが身に付くように、その子のペースに合わせた支援を行っている。職員が、子どもの主体性を信じ見守るという姿勢は、子どもの良い手本となっており、子ども同士が助け合い、支えあう心の育ちからも確認できる。

職員は親心として、子どもが食事することで満腹感を味わい、笑顔になって幸福感を味わってもらいたいと思っており、食の面から子どもの育ちを支援し、豊かな心を育む取組は高く評価できる。

更に、退所後も正月や盆に多くの卒園生が帰省し、子どもたちと交流を深めており、広報誌つばさには、園長が毎回心温まる卒園生との関わりを掲載し、その文面から卒園生の生き生きと社会で活躍する様子が把握できる。

子どもが安定した社会生活を送るために、ひとりで生きる力の基礎と豊かな心育む生活環境は優れた点である。

【改善が求められる点】

■ 中長期的なビジョンの具体的な文書化と単年度事業計画との連動

園は、園の中長期的なビジョンとして、令和2年から10年までの社会的養育推進計画として、施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画、配置予想図を策定している。毎年1～3月の職員会議において1年間を振り返り、課題や問題点を明確にしているが、具体的な文書化には至っていない。

園の単年度事業計画は、施設運営における職員の採用予定等の動向や非常災害危険防止計画、地域団体・施設・住民との交流事業の予定、職員研修計画など実行可能な具体的内容であることが確認できる。

中長期計画と連動する単年度計画は、いずれも園が目指す目標達成の指針であり、PDCAサイクルが確認できることが望ましい。今後、中長期計画と単年度事業計画を連動し、両計画に数値目標や具体的な成果等を設定することにより、実施状況の評価を行える内容となることと期待できる。今後の取組が待たれる。

■ BCP・危機管理体制の整備

園のリスクマネジメントは、各ホームでヒヤリハット事例の収集を行っており、それぞれのホームで話し合い、解決策を考え、実行している。重大な事故に繋がると判断した場合は、全体会議で報告を行い、情報の共有化を図っている。ただし、それ以外の事例の場合は、全職員での日常的な共有化まではできていない。

災害対策では、分園型小規模ホームに委員会責任者が出向き、子どもに向けて講話を行う他、総合訓練の際には、本館へ集まっているものの、小規模ホーム単独での訓練は実施していないため、今後の取組に期待したい。また、現在BCPは作成中であり、完成が待たれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回第三者評価を受審したことにより、希望の灯学園が持つ地域性や理念への取組等、日頃大切に思い取り組んでいる事柄を高く評価して頂いたことについては、大変嬉しく自信と励みにつながった。

また、課題として挙げられていることについては、職員と共になお一層気を引き締めて取り組む必要も感じた。

今後の歩みに活かしていきたい。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） | 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるような具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
理念“わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである（マタイ福音書25章40節）”は、法人創立者A. プレル神父がキリストのこの言葉に基づいて、小さな命への奉仕を始めたことが起源となっている。 園は、誰もが園が目指す養育・支援の考え方を理解できるよう、パンフレットや機関誌、ホームページに園の理念を明記するとともに、園の取組の写真の他、在園生や卒園生からの手紙などを掲載し、広く情報発信を行っている。 園長は、年3回学期末の子ども会や行事の折に、命の大切さや感謝の心、人を大切にする心等、理念に基づいた講話を行っている。将来の夢を持つことの大切さを卒園生の実話を交えながら話すことで、子どもの興味が沸くよう工夫し、理念や園の思いが子どもたちに浸透するよう努めている。 職員には、手引書“ともに生きる”を配付し、職員会議で“お告げのマリア修道会の施設に勤める職員の心構え10ヶ条”、勤務必携等を復唱している他、年度ごとに理念への理解における目標を設定し、職員の心構え10ヶ条の内3項目ごとに読み返すなどの取組が確認できる。また、園長が就任時に使用した歴史を振り返るDVDを再度導入し、改めて理念を捉えるよう努めている。 地域住民や卒園生との関り、職員の支援に対する思いから、理念や園の思いが浸透していることが窺える。職員が子どもとともにキリスト教の精神に基づき、理念の理解、周知に向けて継続的に取り組んでいることは特長である。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
園長は、子ども・子育て支援委員会委員を担い、医師、教員、行政、福祉事務所、民生委員など各分野代表者で構成する町の子育て会議に出席している。そこでは、子ども数、保育園数や人口の移り変わりの他、子育て事業や町の行政の動向などを協議しており、地域の各種福祉計画の策定動向と内容の把握、分析に至っていることが見てとれる。 また、母子の関係、寡婦、寡夫の情報、福祉事務所や警察署、レスキュー事業に関わる情報も把握しており、園の経営をとりまく環境を把握している。 園長が子ども・子育て支援の委員活動に取り組み、経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析に努めていることは高く評価できる。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【コメント】

園長は現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにし、多くの職員が参加する職員会議内で説明する場を設けている。現状課題としては、人材不足が重要な課題となっている。特にこの1年は、想定外の退職や求人を出しても応募者がなく人材不足解消に至らないことや人材不足による職員の業務負担などが明らかになっている。

園長は、新上五島町や県の“ふくしの仕事就職フェア”への参加など、課題解決に向けて積極的に行動しており、次年度の余裕ある配置、人件費の拡大など先を見越した計画策定に取り組んでいる。

理事会では、人材不足に加え、園の財政面の課題を明確にし、理事の意見を得ている他、園の属するブレル会では会計事務所の担当者のアドバイスを受けている。園長はブレル会法人理事であり、全体を見据えた取組に積極的に関わっており、園の経営課題を明確にし、具体的に進めていることは優れているといえる。

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○

【コメント】

園は、令和2年から10年までの社会的養育推進計画として“施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画”“配置予想図”を策定している。

園では、1月から3月の職員会議にて1年間を振り返り、課題や問題点を抽出しており、園長は職員会議や情勢を重ねて、社会的養育推進計画の見直しを行っている。

社会的養育推進計画を策定当初は、ケアニーズの高い子どもの“医療的ケア”を想定していたが、現在見守りが必要な子どもが増える傾向があり、職員配置の見直しを行っている。他にも低年齢児減少や男女比、職員数等から、小規模グループホームの運営は一旦留まる状態にあるなど、課題分析を明確に行っており、職員と情報を共有している。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	□単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【コメント】

園の単年度の事業計画は、施設運営における職員の採用予定などの動向や非常災害危険防止計画、地域団体・施設・住民との交流事業の実施、職員研修計画など単年度における実行可能な具体的な内容であることが確認できる。

ただし、中長期計画を反映した内容となっていないため、今後は中長期計画と連動し、単年度事業計画においても、数値目標や具体的な成果等を設定する等、実施状況の評価を行える計画内容となることに期待したい。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	☐
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	☐
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	☐
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	☐
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	☐

【コメント】

事業計画及び事業報告書は園長が作成している。
 例年2月ごろから年度末に事業運営の計画を作成しており、3月の理事会で承認を受けている。実績報告について5、6月に行う理事会で報告し承認を得るなど、あらかじめ定められた時期、手順に基づいていることが確認できる。
 園長は職員アンケートの中に、研修の要望を記入する項目を設けている他、職員会議で次年度に学びたいことなども議題に挙げており、職員の意見を聴取し研修計画を策定している。
 また、事業計画の内容は職員会議で職員に周知を図り、理解を促しており、事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的にやっていることがわかる。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	☐
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	☐

【コメント】

園長は、毎月開催する子ども会のリーダー会議に参加しており、その際に事業計画の内容を話す機会を設けている。
 児童養護施設では、保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを養育しているため、保護者への周知に向けた働きかけは難しい面がある。また、離島という立地環境が、親との関係が難しい子どもにとっては、利点となる側面もある。
 個々の子どもの家庭事情に応じて、事業計画の必要となる内容については、子どもや保護者等への周知、理解を促すことに期待したい。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	☐
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	☐
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐

【コメント】

園は定期的に第三者評価を受審するとともに、毎年度第三者評価の項目を基に作成した園の自己評価を、全職員が行っている。
 前回の第三者評価受審後、園長は課題をピックアップ表にまとめ、表出した課題を次年度の計画に活かしている。園の自己評価においても、職員とともに養育・支援の内容について評価結果を分析・検討する場であり、課題の抽出と対策を講じる機会となっている。
 園長が、養育・支援の質の向上に向け、園の評価を分析・検討する仕組みを確立しており、組織的にやっていることは特筆すべき点である。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○

【コメント】

園では、第三者評価や園の自己評価結果から、課題を明確にし職員間で共有している。
 園の自己評価にて“権利ノートについて子どもと一緒に取り組んでいるか”という項目について、職員の評価が別れた事案がある。園長は、権利擁護のプログラムとして基盤を作成し、具体的な内容は職員が考えることで、権利擁護に対する職員の意識が高まり、月1回の子ども会及びリーダー会や、各ホームでホームミーティングを開く際は、職員も同席し子どもの権利について話すことに繋がっている。他にも、職員の参画の下、改善策や改善計画を策定する仕組みを確立していることが見てとれる。
 園長は、第三者受審後の課題をピックアップし、実践状況をピックアップ表にまとめており、マニュアルの見直しや研修、人材確保などの例が確認できる。
 養育・支援の質の向上に向けた取組を組織的に行之、積極的に改善していることは高く評価できる。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	

【コメント】

園長は、年度初めに職務分担表作成し、職員会議の中で園の方針と役割などを説明している。例年と異なる場合は、詳しい取組を説明したり、年度の途中職員の入れ替わりが生じた場合、職務分担表を作り直すなど、職員との信頼関係の構築に努めている。
 また、園の広報誌“つばさ”では園長としてのコメントを表明し、子どもや保護者、地域住民等に向けて自らの役割と責任について表明していることがわかる。
 園長不在時の権限委任について、主任がその役割であることは周知しているものの、文書では確認できない。文書においても明確にすることが望まれる。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐

【コメント】

園の経理規定があり、適正な関係を保持している。園長は、全国児童養護施設協議会や県児童養護施設協議会の施設長会に参加し、国や県の政策の最新情報を確認している。また、ハラスメントなど就業規則の改定では、社会保険労務士（以降、社労士）から情報を得ている。前回の第三者評価の指摘項目である“不適切な対応をした職員に対する罰則規定”について、社労士のアドバイスを得て文言を加筆している。年1回、社労士による職員へ向けた講話も行っている。

園では、無添加の洗剤を使用したり、子どもたちと節水、節電、ゴミの分別を行うなど環境保全に取り組んでいる。また、子ども会で環境問題を取り上げ、ブルーカーボンなどDVDを鑑賞した後に、子どもたちと各ユニットの取組を考えて実施している。子どもたちは目標を設定し、発表会を設けたり達成時にペットボトルキャップのツリー作りなどを通して、SDGsに関心を持つとともに社会的ルールや倫理などが身に付くよう、職員が工夫していることがわかる。

園長の自ら遵守すべき法令等を正しく理解するための積極的な取組と、職員や子どもに向けた総合的な取組は評価すべき点である。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐

【コメント】

園では、毎年1月から3月の職員会議において、年間の振り返りを行い課題や改善点を把握している。また、園には子どもの様子やマニュアル確認などを行うミーティング①と、自立支援計画の見直しを行うミーティング②がある他、複数の委員会組織や各ユニットで、職員が主となって支援に関して協議、検討している。園長は各会議に積極的に参画し、自ら施設の養育・支援の質の現状について評価・分析を行うとともに、指導力を発揮している。

園長は、職員が受講したい研修をアンケート調査し、園の職員教育・研修の充実を図っている。コロナ禍においては、園内研修やオンライン研修などを充実しており、5類移行後は県外研修への参加も実施している。

園長自らが県内外の研修へ参加し、自己研鑽に意欲的に取り組んでいる。

園長は、良質かつ適切な養育・支援を行うために、指導力を発揮しながら園及び職員の質の向上に取り組んでいることは優れた点である。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【コメント】

園長は、園の経営に関して人事や労務、財務に関する内容を分析している。園の経営改善においては、定期的に会計事務所や社労士による管理、指導がある。また、理事会など法人内においても意識を形成するための取組を行っている。

園長は、今年度の人事などの課題を確認しており、職員とともに各委員会組織を運営し、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。

職員会議時、職員が就業規則を項目毎に読み上げ、園長が解説しており必要書類は配付している。コロナ禍では、自宅待機時の業務や研修受講など、職員が困ることなくスムーズに行っており、実効性の向上に向けた事例として確認できる。

園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している点は高く評価できる。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○
	□施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○
	(社会的養護共通) □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○

【コメント】

園の必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立している。前回の第三者評価で、心理士と学習支援員等の専門職の配置が課題に挙がっており、心理士と学習支援員の確保に繋がっている。現在、学習支援員が欠員しており、今後も継続して確保に向けて取り組んでおり、今年は県の就職フェアに参加して、職員採用に繋がった事例がある。

園の職員育成においては、キャリアアップ研修(領域とレベル)、個別の人材育成計画を作成し実施している。初任者研修は、入職から3年を目安に実施し、入職前と入職後と分けた研修内容を準備している。園のOJTは、スーパーバイザーなどが各ユニットで行っている。

園では近年、離島における人材確保が困難である中、人員体制の充実に努めており、専門職確保やフリー職員の配置など計画が確立していることは高く評価できる。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	☐
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	☐
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

園では、理念・基本方針に基づき“お告げのマリア修道会の施設に勤める職員の心構え10ヶ条”と“職員とは”において期待する職員像を明確にしている。また、就業規則には人事基準を明確に定めており、基幹的職員をリーダーとして配置することは処遇加算対象表等にて周知している。職員の成果や貢献度を評価し、職員表彰を行っている。

園長は、職員の目標、困っていること、来年度の希望や気づきなど、職員面接事前アンケートを行い、個別面談を行っており、面談内容を分析し、改善策を講じていることが確認できる。園として、総合的な人事管理を行っていることは高く評価できる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

園の人事、労務に関する責任者は園長である。園長は、職員の有給の取得状況や残業時間を把握している。園では、職員の健康診断を年1回行っている。また、厨房職員や食事の場面に関わる職員は、毎月検便を義務付けている。

職員のメンタルヘルスに関して、第三者委員が相談窓口となっている。またハラスメントについての相談窓口は、社労士が担っている。毎日の支援について困難な事例は、外部の複数のスーパーバイザーに相談ができる体制を取っている。

各ホームの職員の仕事上の悩みはリーダーが対応し、リーダーは主任に相談する仕組みがある。更に、園長は全職員との面談を年に2回実施し、仕事上の悩みや相談ごとや将来像等について確認している。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

希望の灯学園に勤務する職員には、子どもが安心して生活するための手引書として“ともに生きる”を配付している。この中に、理念及び“お告げのマリア修道会の施設に勤める職員の心構え10ヶ条”を掲載し、“一人ひとりを大切にする”“自己研鑽に努める”等、期待する職員像を明確にしている。

園長は、毎月の職員会議で10ヶ条に関する講話を行っており、理想とするチームについて役割などを職員同士で話し合っている。

職員一人ひとりが年間目標を定めており、年2回の園長との面談では、目標達成状況を確認し合っており、職員一人ひとりの育成に向けた取組は高く評価できる。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	☐
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

“お告げのマリア会に修道会の施設に勤める職員の心構え10ヶ条”を定めている。項目の一つには、自己研鑽に努めるとあり、積極的に読書をするを勧めている。

事業計画では、外部研修計画と内部研修に分け計画を明示している。外部研修では、受講予定の職員を事前に割り当てている。また、職員一人ひとりが、2022年度から3ヶ年で受講すべき予定の研修計画も策定している。

事業報告書から、当該年度に受講した研修の一覧が確認できる。

詳細な研修計画に基づき、教育や研修を適切に実施していることは高く評価できる。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

園は、入職前、新任、中堅、上級、基幹的職員と階層別の研修計画を策定している。育成の基本項目を明示し、内部研修、外部研修と具体的な内容となっている。職員は年度末に、自分が受講したい研修を申し出る仕組みがあり、教育や研修の機会を十分に保障していることがわかる。

また、各ホームの職員、リーダー、主任、園長、とスーパービジョンの体制を整備している。また、外部の専門家がスーパーバイザーとして来園したり、メールや電話で助言を行う体制を取っている。

階層別に研修を実施するとともに、スーパービジョンの体制を整備し、職員がスキルアップできる仕組みを構築していることは特筆すべき点である。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

園では、実習生受け入れマニュアルを整備し、各大学ごと資料をファイルに綴じている。

コロナ禍前は例年長崎、福岡、鹿児島等の大学から多数の実習生を受け入れている。地元出身の学生が主で、現在は5類移行後に徐々に再開しており、今年度2月に1名予定し、学校からのカリキュラムに沿うこととしている。

年に1度、町の教育委員会を通して、学校の教員を対象とした新任研修も受け入れており、子どもたちと触れ合う機会となっている。

現在、実習担当職員を配置しているものの、指導者研修は未受講であるため、今後の受講について検討、取組が望まれる。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 ☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。 ☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。 ☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	a
【コメント】 園のホームページでは、理念とその起源を説明しており、更に予算、決算情報に関してはワムネットにリンクしている他、パンフレットや機関誌などに理念や基本方針を掲載している。 過去の第三者評価受審結果も、県や評価機関のホームページで公開していることが確認できる。 また、園長は地域関係機関との連携により、子ども・子育て支援委員会など複数の委員会に所属し役割を担うことで、地域の中で園の理念、基本方針、取組等を明示し、存在意義や役割を明確にするように努めている。 理念や基本方針等を掲載しているパンフレットは、役場や教会等に設置している他、クリスマスの時期に、お世話になっている地域の人たちにお礼の品を添えるなど、地域へ向けて運営の透明性の確保に努めていることは優れた点である。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	a
【コメント】 園長が施設会計責任者として、事務、経理を統括している。また、書記の職員が法人会計・施設の現金出納・会計事務を担い、法人の経理規程に準じ、相見積もりや小口現金管理等を行っている。 年1回は県の指導監査を受けているとともに、法人の監事監査も毎年行い、理事会、評議員会へ提出し承認を得ている。 会計事務所には毎月報告し助言を得ている他、社労士とも契約しハラスメントについての助言・指導も受けるなど、公正かつ透明性の高い適正な経営、運営において法人組織として、積極的に取り組んでおり高く評価できる。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	☐
【コメント】		
園はパンフレットやホームページ等において、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している他、職務分担表の中に、地域との交流についての役割を明示している。 園のグラウンドを地域の子どもたちに開放しており、学校の友人等が訪れやすい環境を作っている。コロナ禍で制限を設けていたが現在は再開しており、子どもたちの友人が週末や休日に訪れ、サッカーやバレーボールを一緒に楽しんでいる。訪問時はまず園の玄関で検温、手指消毒することがルールであり、その折に園長と挨拶を交わしており、地域の子どもとの交流の機会となっている。 地域の交通機関であるバスを利用して、中高生は休日に友だちと外出している。小学生以下は職員が同行して出掛けている。尚、小規模グループホームは徒歩で買い物に行くことができる立地環境である。 園長は子ども・子育て支援委員会や小学校の評議員など複数の委員会に所属し、役割を担うことで地域の情報を一早く入手している他、園で地域の餅つき、草刈りのボランティアなど地域住民との交流を広げており、園の特長といえる。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐
【コメント】		
園では、ボランティア受け入れマニュアルを整備し、注意事項など明記している。 コロナ禍で延期となっている内容もあるが、地域住民との交流における過去の資料から、ボランティア講師による茶道や習字、地域のボランティア団体による餅つき、地域住民のバザーの手伝い、ガイドの会による上五島散策活動、漁業士会によるお魚教室、自衛隊保護者会による草刈り職場体験など多種多様な事例が確認できる。 ただし、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援は実施していない。今後の更なる取組に期待したい。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】

関係機関の一覧表を作成して掲示し、職員間で共有している。
 園長は、小学校の評議員や新上五島警察署協議会の委員、地域の子ども・子育て支援委員会等、複数の地域関係機関の委員として、定期的に会議に出席している。また、主任は母体である修道会の事業所主任会に出席し、園を取り巻く現状について情報を得ている。
 卒園して就職していく子どもについては、地元の社会福祉協議会や福祉事務所へ相談している。
 子どもの養育・支援の質の向上や継続性を確保するため、地元の関係機関と積極的に関わっている園の取組は、高く評価できる。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】

園長は、子ども・子育て支援委員会、教育支援委員会、学校評議員、コミュニティスクール等に属している。年度毎に、高齢者、医療、障害者福祉等、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 また、新上五島警察署協議会や有川署犯罪被害者支援ネットワークにも委員として属しており、警察署からの依頼で夜間子どもの保護に携わっている他、地域住民には役場や福祉事務所を通して、一人親家庭や病児などを対象に、緊急一時保護サービスやトワイライト事業、ショートステイ事業を実施している。
 園長が地域の福祉ニーズ等を把握し、多様な相談、受入れに応じるなどの優れた取組は高く評価できる。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	☐
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	☐
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	☐
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	☐
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	☐

【コメント】

園長は、地域関係機関との連携し、子ども・子育て支援委員会、教育支援委員会など委員としての役割を担い、地域の中で交流を深めることで、園の子どもたちへの理解に繋がることを願っている。新上五島警察署協議会や有川署犯罪被害者支援ネットワークにも属しており、警察署から感謝の言葉が届いている。

また、園長は生計困難者のためのレスキュー事業に取り組んでおり、福祉事務所が管轄となり、対象者が女性だった場合、園長もしくは事務職員が買い物に同行し支援したり、自宅を訪問して生活の様子を観察し、相談内容等を傾聴するなど支援している。

更に、台風など有事の際は、地域住民の避難場所として園を開放しており、福祉的な支援を必要とする人々や地域住民の安全・安心のための備えや支援を行っていることが見てとれる。

把握した福祉ニーズ等に基づいて、園長を中心に地域貢献に関わる事業・活動を実施していることは高く評価できる。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1)	子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	☐

【コメント】

園の理念や基本方針には、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員への配付する冊子“ともに生きる”では、倫理綱領を前項に掲載するなど、職員が理解し実践するための工夫が見てとれる。

職員会議や園内研修では、“お告げのマリア修道会の施設に勤める職員の心構え10ヶ条”を読み返している他、月1回子どもと職員でホームミーティングを開き、子どもの意見を聞き取り、自立支援計画は子どもを尊重した養育・支援に焦点を当てて、定期的に状況の把握・評価等を行っている。

子どもの意向を尊重すること、更に子どものQOLの向上を目指した積極的な取組は優れた点である。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐

【コメント】

子どもの居室は、基本的に一人部屋である。職員は、居室の掃除を手伝う際、私物等の整理については、本人の同意を得てから行うよう配慮している。

居室は、男子棟、女子棟があり、入口は別である。浴室、トイレもそれぞれに備え、入浴は一人ずつ入ることを基本としており、幼児は職員が手伝っている。

ホーム毎に開催するホームミーティングや子どもが運営する子ども会では、権利擁護に関する話題を中心に年間計画を立てており、プライバシー保護についても取り上げていることが確認できる。

子どものプライバシー保護について、職員だけでなく子どもたちも一緒に考える機会を設けていることは特長である。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

園の理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等は、パンフレットやホームページにて紹介している。子どもや保護者に渡すパンフレットはイラストを用いており、わかりやすい資料となっている。

園への措置決定によって入所する場合、職員が直接説明に行くことは難しいため、事前にホームページで園の様子を確認するよう促し、園に着いてからパンフレットを基に詳しく説明している。近年特殊な事例も多く、直接保護者へ情報共有を行えないこともあるため、児童相談所と密に連携し情報共有を行っている。子どもや保護者等に対する情報提供については、適宜見直しを実施している。

園の利用について必要な情報を各家庭の状況に合わせて、適切に提供を行っていることは優れた点である。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

園は、子どもや保護者の家庭状況を理解し、施設が行う養育・支援についてできるだけ本人が主体的に選択できるよう、よりわかりやすいよう工夫し説明している。必要に応じ児童相談所や福祉事務所などの機関と連携し、適切に取り組んでいる。

入所については子どもや保護者等の同意を得た上であるものの、保護者の健康状態などにより園が保護者と関わることが困難な事例が増えており、児童相談所が保護者の同意を確認し、情報共有を行っている。園の利用開始について個別対応の方法をルール化し、適切に運用していることが確認できる。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

園は、養育・支援の内容の変更にあたり、子どもに不利益が生じないように配慮し、移行に向けて支援しており、担当職員が園での様子をまとめた書面を作成している。他園へ移行する場合は、移行先に主任が出向き引継ぎに関する説明を行うとともに、子どもにもその内容を伝えて共有している。

子どもには、退所後もいつでも園と連絡が取れることや窓口は園の固定電話であることを伝え、窓口を掲載している広報誌などを渡している。また、相談時は担当職員が窓口となり、個別に対応している。現在タブレットを導入し、全職員で卒園生の状況を共有できるよう体制を構築するよう取り組んでいる。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	☐
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐

【コメント】

園では、子どもに向けて、食育アンケート、虐待についてのアンケート調査等、定期的に行っている。また、クリスマス時期に“サンタさんへのお手紙”で子どもの欲しいものを書いてもらう仕組みがある。“サンタさんへのお手紙”では、子どもが欲しいもの以外にも、園に対する要望など自由に記入することができ、子どもの満足度を図ることができる。

園では、月末に各ホームの職員と子どもたちがホームミーティングを行っている。職員は、子どもの日常生活の様子以外にホームミーティングで、園やホームでの生活に対する充実を図っている。ユニットでのルールを決める時もホームミーティングで子どもと一緒に考えている。

また、園には子ども会があり、役員は園全体から三役を選出し、各ユニットからも子ども代表としてホームリーダーを選出している。子ども会は、園行事の創立記念日、バザー、クリスマス会など、定期的に職員と話し合う場を設置している。今年のクリスマス会では、ダンス発表や食事会など子どもの意見を活かし、子どもたちの満足度が高まった事例がある。

園では、子どもの満足度を高めるために、子どもの意見を反映する仕組みが確立しており、大変優れているといえる。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	☐
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐

【コメント】

園は、養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制を整備している。玄関に園の苦情申出窓口・体制及び外部機関の相談窓口も掲示し、子どもや保護者への周知を図っている。また、ホームページや広報誌内でも苦情解決のしくみを明記するとともに、苦情の公表も掲載している。園の意見箱は、本館の玄関と図書館入口、各ホームに設置しており、子どもが意見や苦情を申し出しやすい工夫を行っている。意見箱には、園長宛の手紙の投函があり、園長はその匿名性を守りながら、解決に向けた取組を行っている。子どもたちの手紙やその対策を検討した記録が確認できる。園では、子ども会や権利ノートの説明を通して、苦情解決の仕組みや匿名性など周知を図っている。記録や対応状況から高く評価できる。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐

【コメント】

職員は、相談や意見を述べることが複数あることを子どもに伝えている。権利ノートを配付したり、子ども会やホームミーティングの場を利用して説明している。また、各ホームに相談室を確保しており、他の子どもに気づかれずに安心して相談できるよう配慮している。園では、子どもが相談や意見が述べやすい環境を整備するとともに、相談記録や意見をまとめた資料から、子どもへの周知が行き届いていることが確認でき、優れた点といえる。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	☐
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	☐
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	☐
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	☐
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	☐

【コメント】

職員は、日々の養育・支援にて、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、相談対応と意見の傾聴に努めている。
 年2回の食育アンケートや虐待についてのアンケートの他にも、意見箱での自由意見など、積極的に子どもの意見を収集している。アンケートの結果は集計し各ホームで公開している。
 子どもは意見箱への投函やアンケートを通して、普段は表出できない自分の思いを文字にして園に伝えており、受け取った園が本人のプライバシーに配慮し、丁寧に対応している事例が多く確認できる。
 園では、子どもの相談等の対応マニュアル等を整備しており、定期的な見直しを行っている。
 職員が子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応していることは高く評価できる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	☐
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	☐
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	☐
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	☐
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	☐
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	☐

【コメント】

本館の不審者対策として、防犯カメラを増設するなどの対策を行い、警察署の指導を受けている。
 また、事故発生時のマニュアルを整備し、子どもにも周知を図っている。前回の第三者評価の気づきを受けて、警察署に依頼して、子どもを対象としてネット犯罪や薬物の怖さについて勉強会を実施している。その際は職員も同席し聴講し、知識を深めている。
 各ホームでヒヤリハット事例の収集を行っており、それぞれのホームで話し合い解決策を見出している。重大な事故に繋がると判断した場合は、全体会議で報告し共有を図っている。ただし、それ以外の事例の場合は、全職員での日常的な共有はできていない。今後の取組に期待したい。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	○
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	○
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	○

【コメント】

感染症対策は、食育委員会の責任者である厨房担当の職員が中心となり、職員全員で取り組んでいる。マニュアルを備えており、見直しも実施している。
 コロナ禍で職員間の連絡手段にLINEワークスを取り入れている他、タブレットでの情報共有にも取り組んでおり、非接触での情報の共有化を図っている。感染者が出た場合は、LINEワークスで連絡を取っている。
 各ホームで新型コロナの感染者が出た時のために隔離する場所をそれぞれ確保している。学校でインフルエンザが発生した場合は、学校から連絡があるため、ホームで一人でも感染者が出た場合は、感染拡大防止の観点から他の子どもも欠席させている。
 コロナが5類移行後も手洗い、うがいの徹底を職員や子どもに呼び掛けている。また、テーブルや手摺、ドアノブやおもちゃの消毒の徹底も継続している。
 厨房職員及び食事に携わる職員は、毎月検便を義務付けている。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

園では、災害防止委員会を設置しており、責任者を決めている。土砂災害防災対応組織表で、情報収集班や救護班、応急物資班等 各班が行うべき業務を明確にしている。毎月、地震、台風等の自然災害を想定した夜間想定での避難訓練を実施している。年に1回は、消防署立会いの下、総合訓練も行っており、消防署員が職員や子どもに向けて講話を行っている。
 分園型小規模ホームの子どもには、委員会責任者が出向き講話を行う他、総合訓練の際には、本館へ集まって参加している。小規模ホーム単独での訓練は実施できていないため、今後の取組に期待したい。
 発電機や備蓄の食料を備え、食料については、賞味期限を記載した一覧表を作成し、管理を行っている。毎月11日は、非常食の日とし、棚卸を兼ねて実際に食べてみる取組もある。
 現在、BCPは作成中であり、完成が待たれる。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	□標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	□標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
	□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○
【コメント】		
新入職員に配付する手引書“ともに生きる”には、理念、職員の心構えに始まり、行事心得、子どもたちの金銭管理の指導方法、子ども会活動について等具体的な支援方法を記載している。 この他の標準的な実施方法は“マニュアル綴り”にまとめており、各ホームに1冊備えて、職員はいつでも確認ができるよう工夫していることがわかる。 月1回開催するミーティング①で子どもの様子の確認とマニュアルの確認作業を行っている。養育・支援に関わる支援マニュアルを整備し、ミーティングで確認する等の仕組みがあることは優れた点である。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	○
	□養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
	□検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	○
	□検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○
【コメント】		
各委員会が管轄するマニュアルがあり、見直しの順番も一覧表にして管理している。マニュアル毎に年に1度は、必ず見直しを行う仕組みがある。委員会の管轄外のマニュアルは、月に1回、ミーティング①で、厨房職員も含め全員で読み合わせを行い、見直している。 標準的な検証・見直しに関する時期や方法について、明確な仕組みを整備していることは高く評価できる。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐

【コメント】

自立支援計画策定の最終責任者は、園長である。
入所前から受け入れまでの手順を定めている。子ども・女性・障害者支援センターと情報の共有を行い、心理診断書、判定結果(カルテ)を引き継ぎ、心理療法担当職員も保管している。カルテの内容も含め、家庭環境等を記載したフェイスシートを作成している。
子どもが入所して、一ヶ月様子を見て、自立支援計画を策定している。策定時には、子どもから園で生活する上での気持ちを聞き取っており、目標は、自ら記入してもらっている。目標は、短期、中期、長期に分かれ、設定した理由を夫々記載している。
更に、目標達成のため、生活、健康、学校・進路等7つの項目について、具体的な計画内容を挙げて、自立支援計画を作成している。
支援困難なケースは、支援記録も別途作成している。子ども・女性・障害者支援センターとの面談を毎月実施しているケースもある。その他、センター長が来園することもあり、子ども一人ひとりに寄り添った自立支援計画を策定する体制を整備し、支援困難ケースにも関係機関と協力して丁寧に対応していることは特筆すべき点である。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

日常では、各ホームでのホームミーティングでは、職員間で子どもの様子を確認し、共有化を図っている。主任はともすれば、職員は子どもの課題が気になるため、子ども一人ひとりの長所を見つけるように指導を行っている。
月に1回のミーティング②では、厨房の職員も含む全員で自立支援計画について、見直しを行っている。その後、毎月の職員会議には、施設長も参加し、支援の実施状況について報告を受けている。子ども一人に対して、年2回のアセスメントを実施し、年度末に最終結果をまとめている。年度途中で当初の計画を変更する場合は、赤字で追記するルールがある。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	○
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	

【コメント】

自立支援計画、育成記録は、パソコンで管理を行っている。記録の書き方について外部スーパーバイザーから指導を受けている。子どもの記録は、主任がチェックを行い、不備な場合は、指導を行った上で、園に提出している。子ども・女性・障害者支援センターへ提出する書類についても、情報量が少ない場合は、加筆するように主任が指導している。

コロナ禍をきっかけに、Wi-Fiやリモート環境の整備が進んでいる。自立支援計画や育成記録は、各ホーム毎にパソコンで管理を行っているものの、ネットワーク化はこれからであり、園長は、他のホームで記録を見ることができないことが課題であると感じている。今後システムを構築し、園内で情報を共有する仕組みを整備することに期待したい。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	○
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	○

【コメント】

子どもの記録は、鍵付きの書庫に保管している。ファイルの背表紙のタイトルは、イニシャル表示としている。管理規定の中に子どもの記録の保存期間を定め、自立支援計画は永年保存としている。

書類やフラッシュメモリの持出は禁止するとマニュアルで定めている。スーパーバイザーの助言をメールで受ける際は子どもの名前はイニシャル表示とし、対面で書類を渡す際もその場で回収している。コロナ禍で在宅勤務となった際は、園長の許可を得た上で書類の持出を行っている。

園では職員の採用時には、在職中及び退職後も守秘義務がある旨、誓約書の提出を義務付けるとともに、新入職員は入職前に個人情報についての研修を受けている。

更に、入所時は個人情報の取り扱い方について、マスコミや広報誌等の媒体別に個別に選択できる形式の同意書を保護者から得ており、学校から新聞掲載について問い合わせがあり、保護者の意向に沿って断った事例もある。

子どもの個人情報保護を注視し、適切に対応していることは高く評価できる。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 ☐子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ☐子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。 ☐権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 ☐権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ☐子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 子どもの権利擁護において、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを含むマニュアルを整備し、職員会議やミーティング等で読み合わせを行い、理解、周知を図っている。 職員は、権利擁護年間計画を基に、月1回子ども会及びリーダー会の活動やホームミーティングには担当の職員が付いている他、年3回子ども会全体で集まり園長の講話があるなど、子どもの権利擁護に関する取組の周知に向けて支援している。 また、初任者研修をはじめとする内部研修計画及び外部研修では、権利擁護について学ぶ機会を設けている。 虐待防止委員会が全職員に年3回アンケートを実施し、現状把握に努めるなど権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組が確認できる。 子どもの権利擁護に関する取組が徹底していることは優れた点である。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 ☐権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。 ☐子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。 ☐職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。 ☐子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。 ☐年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 権利擁護年間計画を基に、毎月子ども会の活動を支援しており、年3回の学期末にはこども会の全体集会があり、その折に園長が権利擁護について講話している。また、月1回の子ども会及びリーダー会や、各ホームでホームミーティングを開く際は、職員も同席し子どもの権利について話している。 日々の生活の中で、一人ひとりが、かけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたり、また、他人を傷つけたりしてはならないこと、思いやりを持って接することのなど話題にあげて子どもに理解を促している。 子どもの年齢や状態に応じて、権利ノートを子どもと職員と一緒に読み、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。また、権利ノートには第三者委員相談窓口の掲載があり、毎月のホームミーティングでも繰り返し伝えており、ホームミーティング記録等から第三者委員の名前を理解している様子が窺える。 子ども会を通した子どもたちの意欲的な活動を支援するとともに、自他の権利について正しい理解を促すための取組は特筆すべき点である。	

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	□子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	□子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	□成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

普段は生い立ちについて話す機会はないものの、自立支援計画を立てる際に、子どもの成長を振り返りながら生い立ちについての話題があがることはある。また、子どもが知りたい時や高校卒業を迎える前には振り返り、伝えるように心掛けている。子どもから生い立ちについて質問があった場合は、その場で答えるのではなく、ホームリーダー、主任、園長の順に相談し、子ども・女性・障害者支援センターとも連携を図るなど慎重に対応している。

また、話題にあがった際は、都度朝礼において報告し、職員間で情報を共有することで、一人ひとりの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行うよう努めている。

園ではアルバム係を設け、卒園や退所時に本人の希望があれば渡している。そのため、日々アルバム用に担当職員は個々の写真等の記録の収集、整理に努めている。

子どもの発達状況に応じ、生い立ちを振り返る過程において組織として慎重に取り組んでいることは園の特長である。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	□体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	□不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	□子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	○
	□被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	□被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

就業規則の規程に、体罰や不適切なかかわりがあった場合は、厳正に処分を行うことを定めている。職員が在籍する子どもとLINEや携帯で繋がることは、不適切な関わり防止の観点から禁じている他、手紙やアンケートでのやりとりのみを限定するなど、朝礼や職員会議で園長が繰り返し伝え意識付けしている。

不適切なかかわりの防止に向けて、マニュアルを整備し各ホーム及び職員室に備えている他、虐待防止委員会が月1回検討会議を設け、年3回学期末に暴言・暴力についてのアンケートを子どもと職員に実施し、担当職員が集計後に、職員会議で報告することで共有を図っている。

また、職員は、子ども会やホームミーティングなどを通して、子どもが自分自身を守るための知識を習得できるよう援助するとともに、苦情解決の組織図、第三者委員の相談窓口にて子ども自らが訴えることができることを繰り返し伝えている。

子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に虐待防止委員会を中心に取り組んでいることは高く評価できる。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ 子どもの生活の継続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

子どもの生活の継続性に関しては、足のサイズや身長など事前情報を基に、スリッパや洋服を準備し、部屋割りや他の子どもとの配置等を考慮している。初日は、担当職員が温かく言葉を掛けて関わりとともに、歓迎ポスターを貼ったり、お茶会を開き自己紹介する場を設けたり、夕食に好きな料理を提供するなど配慮と工夫が窺える。また、幼少期から愛着のあるぬいぐるみを傍に置いたり、担当職員が夜まで勤務し、翌朝も早番勤務することで、夜寝る前と目覚めた時も職員が付くよう配慮し、子どもの不安を軽減できるように心掛けている。

また、緊急の受け入れ時は、園のストック品で対応しており、電子機器、ゲーム機、タブレットは持ち込まないよう等、決めている。

施設変更による退所時は、移転先に引継ぎを行い、継続して安定した生活を送ることができるよう支援を行っている。

子どものそれまでの生活との繋がりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っていることは優れた点である。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○

【コメント】

園では退所後を想定し、プレ館や一室のみ継続契約している旧カナホームのアパートにて、一人暮らしの体験期間を設け、子どもと一緒にリービングケアの支援を行っていることが確認できる。

アフターケアは、事前に雇い主に子どもの特性などを伝えており、その後就職先から担当職員に連絡が入り、園長と出向いている。特に、児童養護施設を巣立つ子ども向けの就労支援の事業所との連絡や情報共有は密に行っている。また、進学後も奨学金に関わる内容について学校からの問い合わせなどに対応している。

退所後も園に相談できる窓口として担当者を設置し、電話連絡したり子どもの住まいを訪問している。また、退所後は、携帯電話での連絡ではLINEで繋がり、正月や盆に多くの卒園生が帰省し、在籍する子どもたちと交流を深めている。

広報誌つばさでは、園長が卒園生との関わりについて、毎回心温まる記事を寄せており、その文面から卒園生の生き活きと社会で活躍する様子が把握できる。

また、卒園生の情報は、朝礼や職員会議等でも取り上げ情報共有に努めており、卒園生対応の専用タブレットを新設する予定にあるなど、更なる支援体制の構築が期待できる。

子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいることは優れた点である。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 ☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。 ☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。 ☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。 ☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。 ☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 職員は、子どもの声を聞き入れ、表情や態度を気掛けながら、一人ひとりの違いや特性を理解し受容的・支持的な態度で寄り添い支援するよう心掛けています。 感情を表出できるよう、職員と子どもで買い物に出掛けたり、「最近どう？」とさりげなく問いかけている他、年3回学期末に虐待防止委員会による暴言・暴力についてのアンケートを行っている。中には、意見箱の設置により不満を書いたり、直接職員に不満を言う子どももいる。また、「誰にでも言いやすい人に言っていよう」と言いやすい職員に伝えることができることなど、子どもの課題に全職員が対応できることが見てとれる。 子どもが悩みや怒りなど不安定な様子がある時は、引継ぎノートに記し職員間で把握しながら支援している。また、気になる子どもについては、園内研修で取り上げ全職員で共通理解できるよう努めている。 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止める職員の姿勢は特筆すべき点である。	
② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 ☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。 ☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。 ☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。 ☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。 ☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。 ☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 秩序ある生活の範囲内で子どもの意見・意向を聞き取っており、年度始めには、ゲーム使用について子ども間で話し合う場を設け、平日と休日にゲームで遊ぶ時間を決めるなど、ホームごとに年度始めの決まりごとを作っている。他にも夜食のラーメンを自分で作ったり、好みのシャンプー、リンス、衣服の柔軟剤など個別に使用したいという希望には、子どもの意思を尊重し柔軟に対応している。 職員は、日頃から子どもとの会話を重視し、傾聴するよう心掛けています。担当に限らず全職員で見守り相談に応じる体制を講じている他、行事の企画も子どもの意見を取り入れるなど、子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めていることが見てとれる。 また、幼児には職員が添い寝して、寂しくないよう豆電球を使用することで、夜目覚めたとき大人の存在が感じられるよう工夫しており、子どもが安心できるよう配慮している。 更に、スキンシップにおいても適宜適切にオープンな場で対応するなど、基本的欲求の充足に向けて、子どもとともに日常生活を営む中で、養育・支援に努めていることは園の特長である。	

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

園には、ホームミーティングや子ども会があり、自分たちで生活環境について話す場を設けることで、主体性についての意識を高めている。

各ホーム、ゲームや勉強、清掃など子どもたちがルールを決めており、職員は、子どもたちの決めたことを見守りながら、困っていることや行き詰った時にサポートしている。問題解決の過程など、子ども主体の事例は各ユニットにて確認できる。

職員は、子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しており、高く評価できる。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

園では、子どもの年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、養育・支援を行っている。

園のグラウンドでは、園の子どもと地域の子もたちが、自由に遊ぶ姿がある。

子どもの趣味趣向に合わせ、ダンスしたり、ピアノ演奏を楽しんだり、筋トレに励むなど、子どものニーズに対応している。

園には図書館、ピアノ室、体育館などの施設があり、個々の要望に応じることが可能であり、小学生には公文など発達に応じた学びの場を提供している。

企業招待の野球観戦、元プロサッカー選手来園などの楽しみもある。

園では、子どもの発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障しており、優れた点である。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束と一緒に考え作っていくようにしている。	○
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	○
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

職員は、子どもが社会生活を送る上で困らないよう、必要な知識や手法を普段から伝え、習慣化できるよう支援している。年齢や学年で支援するのではなく、本人の生活背景や発達状況を把握して指導内容や声掛けの方法を工夫している。

基本的な生活習慣として、身の回りの清潔保持を支援している。歯磨きや着衣の脱ぎ方、布団の畳み方など、ホームの決まりごとを一緒に行うことで習慣となるよう配慮している。

また、健康管理や薬の飲み方、ケガした時の対応、季節に合わせた洋服管理など、自身で行うべき自己管理について、職員が丁寧に支援している。

高校3年生になる前段階で、自立訓練に向けた衣食住に関する課題を子どもと一緒に考え克服するよう取り組んでおり、自立訓練ではプレル館やマンションを活用し、一人暮らしの訓練も行っている。また、近年公衆電話を使えない子どもがいるため、バスに忘れ物をしてバス会社に電話を掛けるなど、電話の掛け方や対応方法を練習する機会も設けている。

職員が手本となり、生活の営みを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範やさまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援していることは園の特長である。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	○
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

園では、年2回嗜好アンケートを実施している。また、食育委員会を担当制にし、アンケート担当の職員を交代することで、マンネリ化を防いでいる。

アンケート形式にすることで、子どもの要望がわかりやすく、献立や弁当、朝食などの見直しを行っている。献立は10日ごとに作成し、各ホームで調理している。

園では、卒園してもその経験が生かせるよう、正月のおせち料理、七草、鏡開き等の季節行事を大切にしている。また、一人ひとりの誕生日に、リクエストメニューと手作りケーキでお祝いしている。

好き嫌いは見た目を変えながら、少しずつ食べれるように工夫している。アレルギーのある子には、個別に支援を行っている。

土曜日のホームクッキングの日には、子どもたちがレシピを選んで作っている他、菓子作りや自立支援計画の目標に合わせて基本的な料理方法を教えるなどの事例も確認できる。

園では、家庭的な雰囲気の中で、出来立ての食事を提供している。職員は親心として、子どもが食事をとることで満腹感を味わい、笑顔になり幸福感を味わってもらいたいと思っている。

食の面から子どもの育ちを支援し、心の豊かさを育む取組は高く評価できる。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

職員は、子どもが清潔で、季節や体に合った衣服が着用できるように支援している。入所時に持参した衣服に加え、園でも体に合った服やTPOに合わせており、洗濯や衣服の管理は、子ども自身で行えるよう支援している。洗濯は子どもが行うため、洗剤や柔軟剤、洗濯機の使い方を教えたり、子どもが使いやすいよう干し場の環境整備を行っている。

子どもは、自己表現として自由に衣服を選ぶことができ、購入する機会も設けている。個性を活かしながら、季節感や清潔感などの衣習慣を正しく習得できるよう支援を行っていることは高く評価できる。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

園は、一軒家と本部ユニットで養育環境を整え、小規模グループでの支援を行っている。幼児や小学生は2人部屋、中高生は個室となっている。各部屋は本人の嗜好に合わせ、ぬいぐるみやポスター、書籍類など個性豊かである。リビングなどの共有スペースは家庭的な雰囲気、日中、職員が清掃している。また、浴室やトイレは、子ども同士で声を掛けあい掃除して、清潔を保持している。

個室は、子どものプライベートな空間として配慮しており、職員は子どもに整理整頓や掃除の習慣が身に付くように声を掛け援助している。

職員は、居室等施設全体を整美し、安全で安心できる場所となるよう努めている。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

各ホームでは毎日子どもたちの検温を行い、年1回健康診断を行っている。再検査の場合は、医療機関への紹介状をもらい受診する流れとなっている。学校の健康診断の結果を受け、病院受診もある。食育委員会からは、健康管理（肥満チェック）も議題に挙げ、夜食など食べ盛りの子どもの空腹について対応方法を職員会議で検討している。

発達障害、夜尿症、保護者の同意が必要な治療など、医療機関と連携しながら、個別に対応している。また、発達障害の場合、学校と密に情報共有を行っている。職員は、薬の効能や発達障害についての勉強会など、今年度も継続して行っている。一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応する取り組みは、高く評価できる。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者との付き合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

園では、年齢に応じた性教育の実践マニュアルを整備し、定期的な見直しを行っている。また、性教育に関するミーティング記録も確認できる。虐待防止委員では、夏に向けて露出の多い装いの危なさなど、子どもへ注意喚起している。

今年度のプログラムは、職員が1年間勉強会を実施した上で作成しており、子どもたちへの教材資料も整備している。

更に、従来グループ分けして行っていた教育を今年度から子ども一人ひとりの発育、多様性、発達障害などに配慮し、より丁寧に個別に行うよう変更している。

子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けていることは特筆すべき点である。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

子ども同士のケンカが発生した場合、職員が居室でクールダウンするよう促したり、寄り添って話を聞いている。暴力があった場合、特に子どもがケガをした場合は、必ず朝礼で報告し、職員間で共有を図っている。

本人にとって、こども・女性・障害者支援センターの職員との面接が有効であると判断した場合は、リモートでの面接や職員とともに、センターへ出向いている。

また、ホームでの子ども間での小さな争い事は、ヒヤリハット事例報告書に記載し、解決に至った経緯を明らかにしている。

職員会議でも話題に挙げ、子どもの特性や対応方法について話し合っている。職員間だけでは、解決が困難であると判断した場合は、外部のスーパーバイザーからの助言も受けることができる。緊急性がある場合は、メールや電話で相談を行っている。

問題が生じた場合の迅速な対応や、専門職からのアドバイスを受けることができる体制、センター職員との面接の実施と、子どもの行動上の問題に対してあらゆる改善策を講じていることは高く評価できる。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	☐
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐
	☐ 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	☐
	☐ 子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	☐

【コメント】

職員は、日頃から子どもとコミュニケーションを図っている。主任の指導により子どもの長所を認めて褒めることを心がけており、日頃から子どもは、自分の気持ちを職員に伝えることができている。

学期末毎に、子どもと職員を対象として暴力、いじめ、差別に対して、アンケートを実施している。内容を把握して迅速に対応したことで解決に至った事例がある。

各ホームには意見箱を設置しており、用紙はイラスト入りのかわいいデザインを施し、子どもが意見を伝えやすい雰囲気作りに配慮していることが窺える。

各ホームの子どもの編成は毎年度末に職員が子ども同士の関係性を慎重に見極め、話し合いを重ねて決定している。

職員は、日頃から愛情深く子どもに接しており、暴力、いじめ、差別が起きないよう園全体で取り組む姿勢は高く評価できる。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	○
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

本館内に、心理室（ひなたぼっこ）を設置し、心理療法担当職員を配している。心理療法担当職員も、平日は支援員として子どもの支援に携わっている。面接は、土曜日、日曜日に行っており、各ホームには、心理室の予約表を備えている。心理室は、常時、鍵は掛けず、入口の張り紙で誰でもが入りやすい工夫が窺える。箱庭療法を使うこともある。

心理療法担当職員は、自立支援計画のミーティングにも参加し、“心理室から”というコーナーで子どもの面接についての報告を行ったり、気づいた点を述べている。

園は、大学教授等3名の助言者からスーパーバイズを受けることができる体制を整備しており、心理療法担当職員自身もスーパーバイズを受けている。

担当職員は赴任して数年であり、子ども全員と直接の交流はこれからである。今後の更なる取組に期待したい。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

子ども部屋の机の廻りの整理整頓を行い、学習に集中できるよう配慮している。その際、職員は子どもの自尊心を尊重し、触ってはいけない物を把握している。

幼児と小学生は、毎朝、登校前に公文のドリルに取り組んでおり、担当の職員を定めて、食堂にコーナーを設け、集中できる環境を作っている。

テレビやゲームの時間を決めたり、ゲームや漫画本を読む部屋を作り、勉強に集中できるよう配慮を行っている。障がいのある子どもは、特別支援学級や特別支援学校に通っている。

受験を控えた子どもには、参考書等を揃えている。現在、園では学習支援のボランティアや家庭教師がおらず、中高生の勉強を職員だけで教えることは、難しいと感じている。

子どもの学力アップは、将来自立する道を切り開くために重要であると考えられる。今後の取組が求められる。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

園では、担当職員が中心となり、子どもの進路について話し合っている。進学や就職など、それぞれの意向を汲むとともに、園での生活や様子を合わせ、職員は子どもにアドバイスを行っている。将来を思い描くことができない、わからないといった子どもにも職員は寄り添いながら、さまざまな事例を話したり、資料等の提供を行っている。

家庭支援専門相談員は、親や学校、児童相談所などと協議しながら、子どもの最善の利益を第一に自立支援計画を作成している。自立支援計画の目標においては、職員は子どもとの面談を設け、子どもと一緒に目標を決めたり、実現に向けて話している。また、連絡が可能な場合、月1回保護者へ電話連絡を取りながら、保護者のフォローも行っている。

園では、これまで学校中退など生じた場合、措置延長を実施している。職員は、本人に合った将来と一緒に模索し、生活に不安が生じないよう支援している。

園では、奨学金制度、身元保証人確保対策など、卒園後の経済的な援助について、子どもへの情報提供を行っている。

これまでの卒園生の多くの事例からも、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていることが確認できる。子どもの背景や発達状況などから、子どもの思いだけで進路決定が困難なこともある中で、職員による支援によって子どもが自己決定できる力を身に付ける支援は、特筆すべき点である。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	☐
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

園では学業優先であるとしている。その中で、夏休み等の長期休暇を利用してガソリンスタンドや工務店でアルバイトを認めており、子どもがアルバイトしている他、学校から職場体験や実習に行くことがある。

高校3年生は、就職先で運転免許が必要であれば、運転免許の取得のため教習所に通うことを認めている。この他、必要な免許や資格はできるだけ卒業までに取得するよう勧めている。

園には、卒業後に園を離れる子どものために、自立訓練用の個室があり、社会に出てから一人暮らしに戸惑わないよう配慮している。

このようなことから、アルバイトや資格取得、自立支援の訓練など、本人とともに自立に向けた計画を考え、社会の仕組みやルールを学び、将来に活かせるよう支援していることがわかる。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	○
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	○
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	○
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	○

【コメント】

入所の際に、保護者に園のパンフレットを渡し、園の生活の概要を伝えている。その際、家庭支援専門相談員の存在を説明している。フォローが必要な場合は、家庭支援専門相談員が定期的に電話を掛けている。
 事情により、保護者へ子どもの居場所を教えることができないケースを除いては、入学式、卒業式、運動会や三者面談への参加を促すために、事前に連絡を取っている。
 運動会には、昼食用に保護者の弁当を作って渡している。面会で来園したり、宿泊する保護者のために、応接室や地域小規模ホームの中に専用の部屋を設けている。
 夏休みや冬休みは、事前に家庭と連絡を取り、子どもの帰省を促している。子どもが園に戻った際は、職員は、子どもの様子に変化がないかを注意深く観察している。
 さまざまな事情を抱えた保護者には、相談にのる体制を取り寄り添い続けており、園の取組は高く評価できる。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

家庭支援専門相談員は児童相談所など関連機関と情報を共有しながら、支援方針が明確にしている。職員は、ミーティング②や職員会議において、保護者との関わり方等を検討している。
 家庭支援専門相談員は、家庭訪問や電話連絡など可能な限り連絡を取り、関係修復を行い、保護者が養育できるよう援助している。長期休みに家庭へ帰る子や学校行事に保護者が来るなど、家庭の環境を見極めた上で家庭との支援を行っている。自宅に帰った場合、子どもの様子や変化は、気がけて留意している。これまで、園の親子関係の再構築に向けた支援のなかで、家庭復帰や良好な関係修復などの事例を確認することができる。
 親子関係の再構築等のために家族への支援に取組む姿勢は高く評価できる。

